ビッカース・ヌープ硬さ試験	ＪＩＳ　Ｂ1051 ＪＩＳ　Ｂ1053 （削る） ＪＩＳ　Ｚ2244－1
（略）	（略）
吸光光度分析	ＪＩＳ　Ｇ1212－2 （削る） ＪＩＳ　Ｇ1214－1 ＪＩＳ　Ｇ1214－2 ＪＩＳ　Ｋ0101 ＪＩＳ　Ｋ0102 ＪＩＳ　Ｋ0102－2 ＪＩＳ　Ｋ0102－3 ＪＩＳ　Ｋ5601－4－1
発光分光分析	（略） ＪＩＳ　Ｋ0102 ＪＩＳ　Ｋ0102－3 （略）
（略）	（略）
原子吸光・炎光光度分析	ＪＩＳ　Ｋ0102 ＪＩＳ　Ｋ0102－3 （略）
（略）	（略）

ビッカース・ヌープ硬さ試験	ＪＩＳ　Ｂ1051 ＪＩＳ　Ｂ1053 ＪＩＳ　Ｂ1055 ＪＩＳ　Ｚ2244－1
（略）	（略）
吸光光度分析	ＪＩＳ　Ｇ1212－2 ＪＩＳ　Ｇ1214 （新設） （新設） ＪＩＳ　Ｋ0101 ＪＩＳ　Ｋ0102 （新設） （新設） ＪＩＳ　Ｋ5601－4－1
発光分光分析	（略） ＪＩＳ　Ｋ0102 （新設） （略）
（略）	（略）
原子吸光・炎光光度分析	ＪＩＳ　Ｋ0102 （新設） （略）
（略）	（略）

附　則

この告示の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

その他告示

○文部科学省告示第百十四号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する法律（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項の規定に基づき、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文部科学省告示第一号）の全部を改正する指針を次のように定める。

令和七年九月二十五日　　文部科学大臣　阿部　俊子

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

目次

第１章　総則
　第１節　趣旨
　第２節　対象の範囲
　第３節　業務を行う時間の考え方及び上限の原則等
第２章　服務監督教育委員会が講ずべき措置等
　第１節　上限方針の策定等
　第２節　業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等
　第３節　服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置
　第４節　第１節から第３節に記載の措置等を講ずるに当たっての留意事項
第３章　長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制
　第１節　目的
　第２節　長期休業期間等における集中した休日の確保のため一年単位の変形労働時間制を適用する場合に服務監督教育委員会等が講ずべき措置
第４章　文部科学省の取組について
附則